

三輪議員の討論

議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてに反対の立場、また請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書に賛成の立場で日本共産党市議団を代表して討論をします。

議案第10号は47年ぶりの条例改正で、その内容はこれまで、すべての障害者に対して支給していた扶助料を見直したことによる改正です。国や県から手当が支給されている重度障害者には併給をなくすというものです。この理由は障害者にたいする様々なサービスが充実してきたこと、この間全く見直しをしてないのは県内で3自治体だけであるということ、国や県から手当てが出ている人について併給は必要ないとの判断です。重度の障害者で国や県から手当てのを受けている人874名に出されている、扶助料月額3000円、年間3万6000円、全体で3081万6千円を削減する、そのための条例改正となっています。しかしこれは改正といえるものではなく、全く改悪であるといえます。

議案質疑や委員会の審議の中で明らかになってきたことは、市の財政が逼迫する中8億円のスクラップのため、色々な削減案を検討した結果重度の方の併給されている扶助料をけずることになったということでした。

しかし、重度障害者の方はほとんど自分で仕事をするにはできない方々ですし、在宅となれば、その家族の方も仕事に行けない方がほとんどです。生活するための収入はそれぞれ異なりますが、月平均8万円程度の障害者年金と特別障害者の方には国からの手当て2万7千円ほど、県の在宅重度障害者の方には1万5500円で合わせても10万円程度で生活保護受給者の方の支給額を下回るような方もあると思われます。今回この扶助料をなくさないでほしいと請願を出された透析患者会の方の陳述の中でもこの月3000円の扶助料はお小遣いではなく、生活費でありギリギリの生活の中減らされては本当に困るとの切実な声がありました。

他の自治体で見直しをしたところでも軽度の方の扶助料を削ったところはいくつかありますが、重度の方の分を丸ごとけずったところは瀬戸市以外ではほとんどなく、何らかの扶助料がでている自治体が大部分です。47年間削ることなく、扶助料を出し続けたことは弱者に寄り添う市の姿勢を示してきたことで誇るべきことです。今回の江南市の削減が他の自治体の引き金になってはなりません。

もしどうしても扶助料を削るならば、扶助料の出ている約5000人の方すべてから500円ずつ減額して3000万円を削減、ということならまだなんとか許容できますが、声が出しにくい重度の方のみの削減は到底納得できるものではありません。

さらに来年度予算では地方債などの借金を大幅に増やしたことで、見かけの財政再建を果たし、10億円程度に減少していた財政調整基金がコロナ禍の中、10億円程度増えて20億円近くに積みあがっています。市民生活に直結する予算のスクラップは本当に必要だったのでしょうか。

このコロナ禍は大きな災害と同じ程度の緊急事態です。

障害を持った方、特に重度のかたは、コロナの感染が命取りになる方も多く、本当に大変な思いで過ごしていらっしゃると思います。こんな時、このタイミングでの扶助料廃止は本当に許しがたいこととです。

この条例案には断固反対します。

請願第7号については 先ほども述べましたように、週3回の通院で仕事をするのが難しい透析患者の方々がコロナ禍で重症化の危険がある中、どうしても重度障害者の扶助料をなくさないでほしいと陳述、傍聴にきていただきました。その方々の切実な声、当事者抜きで政策をきめないでとの訴えは重いものがあります。多くの委員から財政状態がよくなったら復活すべき、透析患者さんに別に交付金を考えてはなどの声も出ていました。ぜひ重度障害者の方の生活実態に寄り添い、請願の採択をお願いします。